

世田谷区本庁舎等設計者審査委員会の情報公開について（案）

世田谷区本庁舎等設計者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営に関する事項のうち、「世田谷区本庁舎等設計者審査委員会設置要綱」に定めのない事項については、以下のとおりとする。

1．要綱における規定について

(1) 会議の公開・非公開

第6条第5号 「委員会は、中立かつ公正な審査・評価を行うため非公開とする。ただし、委員会が認めた場合はこの限りでない。」

(2) 委員会の資料及び会議録の公開・非公開

第6条第6号 「委員会における資料及び会議録は、委員会が定める方法により公開する。」

2．会議の取扱いについて

傍聴等は認めない。ただし、委員会が認めた場合はこの限りでない。

3．資料の取扱いについて

- ・各回の委員会終了後、議事の要旨とその時点で公開すべき資料（公正なプロポーザルの実施に支障がなくなった資料）を区ホームページにて公開する。
- ・事業者選定後は原則すべての資料を公開する。

4．会議録等の取扱いについて

(1) 会議録等の作成

会議終了後、議事の経過等を記載した会議録及び議事の要旨を作成する。

(2) 会議録の記載内容

会議の名称、開催日時、開催場所、会議次第、議事の経過、その他必要な事項を記載し、委員の氏名及びプロポーザル参加事業者の名称は記載しない。（「委員長」、「委員」、「A者」などの表記とする）

(3) 会議録等の確認

会議録の作成後、期限を設定し、当該会議の出席委員に対して、会議録の内容の確認を依頼する。

(4) 会議録等の公開

会議録は、事業者選定後に公開する。議事の要旨は各審査委員会終了後に公開する。